東日本少額短期保険株式会社

普通保険約款等改定のお知らせ

弊社で販売している賃貸入居者総合保険及び個人生活用動産保険につきまして、普通保 険約款の改定及び特約の新設を下記の通り行いましたのでお知らせいたします。

新規のご契約だけでなく、現在ご加入頂いている<u>ご契約全てに適用いたします</u>のでご確認ください。

記

●賃貸入居者総合保険「住まいる保険」のご契約について

(1) 特約新設:「貸主による修理費用保険金の請求に関する特約」

被保険者の死亡による借用戸室の修理費用を借用戸室の貸主が負担した場合に、 貸主が当該費用について被保険者の法定相続人等に請求できる債権額を当会社に対 して直接請求することを認める特約を新設いたしました。

(2) 解約手続きのペーパーレス化

保険契約の解約手続きをインターネット上で手続きが完了できるようになりました。 詳しくは こちら よりご確認ください。

(3) クーリング・オフをインターネット (電磁的記録) での受付開始

クーリング・オフの申出をインターネットよりお申し出いただけるようになりま した。クーリング・オフのお申し出は弊社ホームページのお問い合わせフォームにて ご連絡ください。

●個人生活用動産保険「LIVE サポートプラン」のご契約について

上記(2)(3)と同様の変更を行いました。

[普通保険約款、特約全文]

●賃貸入居者総合保険「住まいる保険」

(新設)貸主による修理費用保険金の請求に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、 次の定義によります。

用 語	定義
法定相続人	法定相続人または相続財産
等	法人をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、自動付帯され、この保険のすべての保険契約に適用します。

第2条 (修理費用保険金の支払事由の追加)

- 1. 当会社は、この特約により、賃貸入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第9条(修理費用保険金を支払う場合)の支払事由として、本条第2項に規定する事由を追加します。
- 2. 当会社は、普通保険約款第9条(修理費用 保険金を支払う場合)第1項第(2)号の被保 険者の死亡による借用戸室の損害について の修理費用を借用戸室の貸主が負担した場 合において、被保険者または被保険者の法 定相続人等が当該費用を貸主に支払うべき 法的義務を負う場合には、修理費用保険金 を支払います。

第3条(貸主による修理費用保険金の請求)

1. 前条第2項に規定する修理費用保険金の 支払事由に該当した場合には、当会社が被 保険者に対して支払責任を負う限度におい て、貸主が法定相続人等に請求できる債権 額を当会社に対して直接請求することを認めます。この場合、当会社が当該債権額を貸主に支払った場合には、当会社が被保険者に修理費用保険金を支払ったものとみなします。

- 2. 前項に規定する、借用戸室の貸主による 当会社に対する修理費用保険金の直接請求 を行うことができるのは、次のいずれかに 該当する場合に限るものとします。
 - (1)借用戸室の原状回復費用(注)に係る債権額について、被保険者の法定相続人等 と貸主との間で、判決・示談等で確定し ている場合
 - (2)貸主が被保険者の法定相続人等に対する原状回復費用に係る法的請求を行わないことを被保険者の法定相続人等に対して書面で承諾した場合
 - (3)原状回復費用に係る債権額が当会社の支払責任額を超えることが明らかになった場合
 - (4)被保険者の全ての法定相続人の破産も しくは生死不明又は被保険者の法定相続 人がいない場合
 - (注)前条第2項に規定する修理費用に限り ます。以下、同様とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯される他の特約の規 定を準用します。

●賃貸入居者総合保険「住まいる保険」普通保険約款 改定内容

改定前	改定後
第 25 条 (保険契約の解約)	第 25 条(保険契約の解約)
保険契約者は、当会社に対する <mark>当会社所定の</mark>	保険契約者は、当会社に対する <mark>当会社所定の</mark>
書面による通知 をもって、保険契約を将来に	<u>方法による通知(注)</u> をもって解約することが
向かって解約することができます。ただし、借	できます。ただし、借用戸室の賃貸借契約等が
用戸室の賃貸借契約等が終了していたにもか	終了していたにもかかわらず、保険契約者の
かわらず、保険契約者の過失により当会社に	過失により当会社に対する解約通知が遅延し
対する解約通知が遅延していた場合には、当	ていた場合には、当会社が特に認めた場合に
会社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等	限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解
の終了日を保険契約の解約日とみなして取り	約日とみなして取り扱うことができるものと
扱うことができるものとします。	します。
	(注) 当会社所定の書面、電話またはインター
	ネット等を利用した通知をいいます。

●個人生活用動産保険「LIVE サポートプラン」普通保険約款 改定内容

改定前	改定後	
第4章 基本条項(契約1・契約2共通)	第4章 基本条項(契約1・契約2共通)	
(保険契約の解約)	(保険契約の解約)	
第13条	第13条	
保険契約者は、当会社に対する <mark>書面による通</mark>	保険契約者は、当会社に対する <mark>当会社所定の</mark>	
<mark>知</mark> をもって、この保険契約を解約すること	<u>方法による通知(注)</u> をもって、この保険契約	
ができます。	を解約することができます。 <mark>(注)当 会 社 所</mark>	
	定の書面、電話またはインターネット等を利	
	<mark>用した通知をいいます。</mark>	

以上